

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第12号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年8月18日 19時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市鷹島干上り鼻東方沖の干上り礁（日比水道） 佐賀県唐津市所在の高串港北堤防波堤灯台から真方位290° 2,820m付近 （概位 北緯33°25.8′ 東経129°47.7′）
事故等調査の経過	平成26年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁業監視船 鷹、10トン NS2-23308（漁船登録番号）、新松浦漁業協同組合 第290-56673号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	両舷のプロペラ、プロペラ軸、シャフトブラケット及び舵に曲損、船底外板に破口
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.2m、船尾約1.5mの喫水により、鷹島東方の日比水道を約12ノットの対地速力で南東進中、平成25年8月18日19時00分ごろ鷹島干上り鼻東方沖の干上り礁に乗り揚げた。 本船は、右舷推進器が使用できなくなったので、左舷推進器だけを使用して自力で鷹島の日比船だまりに入り、損傷状況を確認した後、造船所にえい航されて修理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮期 日没時刻：19時04分ごろ
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近を航行した経験が過去に約10回あったが、いずれも低潮期であり、高潮期に航行することは初めてであった。 船長は、本事故発生場所付近を過去に航行したとき、海面上に出ている干上り礁を右舷側に離す針路で航行していた。 船長は、本事故当時、針路設定の目安としていた干上り礁が海面下になっており、視認できなかったため、干上り礁に向いた針路で航行していることに気付かなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、日比水道を南東進中、船長が、針路設定の目安としていた干上り礁が海面下になっており、視認できなかったことから、干上り礁に向けた針路で航行していることに気付かず、同礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、日比水道を南東進中、船長が、針路設定の目安としていた干上り礁が海面下になっており、視認できなかったため、干上り礁に向けた針路で航行していることに気付かず、同礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 針路設定に当たっては、潮汐によって海面下となる可能性がある干出岩等の岩礁だけを目安とするのではなく、陸岸の物標や航路標識等を利用すること。